

第4章 市税の窓口

①市税のお問い合わせ

市には、税に関する課がいくつかありますが、大きく分けると課税を担当する課(市民税課・資産税課・国保年金課)と納税を担当する課(本庁税務課・各税務事務所)になります。

下の表を参考にして、税額の計算やその内訳については課税を担当する課へ、納付や還付等については本庁税務課・各税務事務所などへお問い合わせください。

	お 問 い 合 わ せ 内 容	課 名	係 名	電話番号	場所
課税に関する こと	個人の市県民税	市 民 税 課	市民税第一係	(22)7426	本 庁
			市民税第二係	(22)7427	
	法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税 原動機付自転車等の登録及び標識の交付		市民税第三係	(22)7428	
	土地に係る固定資産税・都市計画税	資 産 税 課	土 地 係	(22)7430 (22)7431	
	家屋に係る固定資産税・都市計画税		家 屋 係	(22)7432 (22)7433	
	償却資産に係る固定資産税、事業所税		償 却 資 産 係	(22)7434	
納税に関する こと	国民健康保険税	国保年金課	国 保 税 係	(22)7429	本 庁
	口座振替、納税貯蓄組合、市税の過誤納金還付	税 務 課	税 制 係	(22)7422	
	平地区、小川地区、川前地区の方の納税相談		収 納 係	(22)7423	
	市外の方の納税相談		徴 収 企 画 係 各 税 務 事 務 所	(22)7424	
	小名浜地区の方の納税相談	小 名 浜 税 務 事 務 所		(54)2104	
	勿来地区、田人地区の方の納税相談	勿 来 税 務 事 務 所		(63)2115	
各 地 の 窓 口	常磐地区、遠野地区の方の納税相談	常 磐 税 務 事 務 所		(43)2114	各 支 所 内
	内郷地区、好間地区、三和地区の方の納税相談	内 郷 税 務 事 務 所		(26)2114	
	四倉地区、久之浜・大久地区の方の納税相談	四 倉 税 務 事 務 所		(32)2113	
	・納税貯蓄組合、市税過誤納金還付 ・原動機付自転車等の登録及び標識の交付 ・税務事務に係る各種申請書類の受付	小 名 浜 税 務 事 務 所		(54)2104	
		勿 来 税 務 事 務 所		(63)2115	
		常 磐 税 務 事 務 所		(43)2114	
		内 郷 税 務 事 務 所		(26)2114	
		四 倉 税 務 事 務 所		(32)2113	
		遠 野 支 所 市 民 福 祉 係		(89)2111	
		小 川 支 所 市 民 係		(83)1111	
		好 間 支 所 市 民 福 祉 係		(36)2221	
		三 和 支 所 市 民 福 祉 係		(86)2111	
		田 人 支 所 市 民 福 祉 係		(69)2111	
		川 前 支 所 市 民 福 祉 係		(84)2111	
		久之浜・大久支所市民福祉係		(82)2111	

②証明および閲覧

申請、発行については、本庁、各支所(税務事務所または税務担当)、各市民サービスセンターで受け付けます。

区 分	証 明 の 種 類	証明手数料	備 考
納税に関する証明	納税証明	1 件 250円	1 年度、1 税目につき 1 件
	継続検査用の軽自動車税納税証明	無 料	
課税に関する証明 (所得に係るもの)	課税額証明	1 件 250円	1 年度につき 1 件
	所得額証明		
	所得額課税額証明		
	非課税証明		
	扶養証明		
土地、家屋、償却 資産に関する証明	資産証明	1 件 250円	土地は 3 筆までを 1 件とし、1 筆増すごとに 50 円加算。家屋は 1 棟を 250 円とし、1 棟増すごとに 50 円加算。(家屋番号が同一のときは 1 棟、未登記のときはそれぞれ 1 棟とみなす。)
	課税額証明	1 件 250円	評価部分、固定資産税・都市計画税部分については、それぞれ資産証明と同様に計算する。(空欄は件数、料金に含めない。)
	償却資産種類別合計	1 枚 1 件 250円	
	土地家屋名寄帳の写		
	無資産証明		
	固定資産評価証明書	無 料	※法務局の登記官の押印が必要
公 簿 の 閲 覧	固定資産課税台帳の閲覧	1 件 250円	※地籍図の閲覧は本庁資産税課でのみ受付
	地籍図の閲覧		
そ の 他 の 証 明	営業証明	1 件 250円	
	所在地証明		

※各証明書を請求される方は、必ず本人確認書類(身分証明書)をお持ちください。

※本人以外の方が請求する場合には、営業証明、所在地証明等を除き、本人の委任状が必要です。

委任状の記載方法については、いわき市のホームページから、「くらし・手続き」→「届出・証明」→「税証明」→「納税証明書の申請について」→「委任状について」を参照してください。

ご存知ですか？

いわき市では、市民の方に市税に対する理解をより深めていただくため、昭和63年度に、税務課、市民税課、資産税課、国保年金課の職員で構成される「税PRプロジェクトチーム」が結成されました。

租税教室や納税ごよみの発行など多様な広報活動を展開しています。

むずかしい印象の「税」について、できるだけやさしく、わかりやすく紹介できるようがんばっていきます。